

○ 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 経営第 3014 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
別表（別記 1 関係） 2 （令和 3 年 4 月 1 日からの基金協会の保証契約締結に係るもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象要件</th><th>補助対象期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 4 （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>5 <u>金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u></td><td><u>保証当初 5 年間</u></td></tr> </tbody> </table>	対象要件	補助対象期間	1 ～ 4 （略）	（略）	5 <u>金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u>	<u>保証当初 5 年間</u>	別表（別記 1 関係） 2 （令和 3 年 4 月 1 日からの基金協会の保証契約締結に係るもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象要件</th><th>補助対象期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 4 （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr> </tbody> </table>	対象要件	補助対象期間	1 ～ 4 （略）	（略）	（新設）	（新設）
対象要件	補助対象期間												
1 ～ 4 （略）	（略）												
5 <u>金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u>	<u>保証当初 5 年間</u>												
対象要件	補助対象期間												
1 ～ 4 （略）	（略）												
（新設）	（新設）												
別記 2 農業近代化資金保証料助成金交付事業 （定義） 第 2 （略） 2 （略） 3 別記 2 において、「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認若しくは利子助成の交付決定が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第 2 の 1 の（1）のアに掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの（近代化要綱第 2 の 3 の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。）をいう。 （事業の内容）	別記 2 農業近代化資金保証料助成金交付事業 （定義） 第 2 （略） 2 （略） 3 別記 2 において、「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第 2 の 1 の（1）のアに掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの（近代化要綱第 2 の 3 の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。）をいう。 （事業の内容）												

第4 本事業は、(1)に掲げる対象者が借り入れる(2)に掲げる対象資金について、基金協会が債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初から5年間免除するため、基金協会に対して当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 対象者

次のいずれかの要件を満たす認定農業者等であって、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者とする。

ア 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及

第4 本事業は、(1)に掲げる対象者が借り入れる(2)に掲げる対象資金について、基金協会が債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初から全期間(最長15年間)免除するため、基金協会に対して当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 対象者

次のいずれかの要件を満たす認定農業者等であって、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者とする。

ア 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者を含む。)であること。

び相馬郡飯舘村並びに令和6年能登半島地震の被災市町(七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。)にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。)であること。

(削る。)

イ (略)

(削る。)

(2)～(4) (略)

(補助金の交付の停止及び返還)

第7 (略)

(1)・(2) (略)

(削る。)

2 (略)

別表 (別記2 関係)

イ 実質化された人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。)であること。

ウ (略)

エ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。)であること。

(2)～(4) (略)

(補助金の交付の停止及び返還)

第7 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 実質化された人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた被保証者が、地域の中心となる経営体に位置づけられなかったとき

2 (略)

別表 (別記2 関係)

要件	補助対象期間
1～3（略）	（略）
4 認定農業者等向け農業近代化資金であつて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間

別紙様式第2号

2. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

（1）事業の実績

①・②（略）

③ 補助金残高表

（単位：円）

交付年度	補助金額	前年度末残高 (A)	今年度		今年度末 補助金残額 (A)－(B)－ (C)	今年度末 使用 累計額
			国庫返還 額 (B)	使用額 (C)		
(略)						
(略)						
(略)						

（注）運用益は含まない。

（2）・（3）（略）

要件	補助対象期間
1～3（略）	（略）
（新設）	（新設）

別紙様式第2号

2. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

（1）事業の実績

①・②（略）

③ 補助金残高表

（単位：円）

交付年度	補助金額	前年度末 残高 (A)	今年度 使用額 (B)	年度末補助 金 残額 (A)－(B)	今年度末 使用 累計額
(略)					
(略)					
(略)					

（新設）

（2）・（3）（略）

別紙様式第3号

1. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

（1）事業の実績

①・②（略）

③ 交付金残高表

（単位：円）

交付年度	交付額	前年度末 残高 (A)	今年度		今年度末 交付金残額 (A) - (B) - (C)	今年度 末 使用 累計額
			国庫返還 額 (B)	使用額 (C)		
(略)						
(略)						
(略)						

（注）運用益は含まない。

（2）・（3）（略）

附 則

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別紙様式第3号

1. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

（1）事業の実績

①・②（略）

③ 交付金残高表

（単位：円）

交付年度	交付額	前年度末 残高 (A)	今年 度使 用額 (B)	年度末交付金 残額 (A) - (B)	今年度末 使用累計額
(略)					
(略)					
(略)					

（新設）

（2）・（3）（略）